

本様式の提出にあたり、母子手帳の写しなど出産(予定)日がわかる書類を添付してください。

※以下 保護者記入

利用(申込)施設名	児童氏名	
	児童との続柄	父 (母) 祖父 祖母 その他()

妊娠・出産(産前産後)にかかる保育を必要とする事由申立書

年 月 日

倉吉市長 様

保護者(申立人)住所 倉吉市

保護者(申立人)氏名

私は、年 月 日に出産(予定)のため、上記児童を家庭で保育できないので、妊娠・出産を理由に保育を必要とする旨を申立てます。また、産後期間終了後の予定は次のとおりです。

* 該当する場合を一つ選び、☑してください。

【妊娠・出産を事由とする新規入所申込の場合】

- 産後休暇終了後は、就労・就学復帰するため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、求職活動を行うため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、新たに就労・就学が決定しているため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、のため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、上記事由に該当しないため、家庭で保育をします。

※妊娠・出産を理由に入所した場合、産後休暇終了後、上記の場合の保育を必要とする事由がない場合は、産前産後の規定の期間が過ぎると入所事由がなくなり、自動的に保育の実施期間が満了(=退所)となります。この場合の保育の実施期間は、産後休暇終了月の翌月末までとなります。(※妊娠・出産を理由に新規入所し、その後育児休業を取得する場合も同様となります)

【産前8週より前から妊娠・出産以外の事由で入所している継続利用の場合】

- 産後休暇終了後は、就労・就学復帰するため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、求職活動を行うため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、新たに就労・就学が決定しているため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、のため、保育必要事由の変更手続きを行います。
- 産後休暇終了後は、家庭で保育をします。
- 産後休暇終了後は、育児休業を取得しますが、保育の継続利用を希望するため、育児休業中の継続利用の申立を行います。

※育児休業中は、産前休業開始日より前から「就労」を理由に保育所等を利用している児童が対象で、育休休業中も継続入所を必要があると認められる場合に限り、原則「出生児童が1歳に達する日の属する月の末日」まで継続利用ができます。継続利用にあたっては所定の手続きが必要となります。

保護者の記入はここまで

調査の結果、上記の理由により保育が必要であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職 氏名